

重層的支援体制整備事業について

令和8年1月26日

厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課

地域共生社会推進室

重層的支援体制整備事業の見通し

- 重層的支援体制整備事業（以下「重層事業」）は、地域住民の複雑化・多様化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するために創設した事業です。厚生労働省としては、今後とも、市町村にこの事業を活用していただくことで、支援関係機関の連携を強化する中でそれぞれの対応力が強化され、地域の実情に応じた多様な実践が生まれていくことを期待しています。
- 令和2年度の制度創設（施行は令和3年度）以降、地域において創意工夫ある取組が生まれてきましたが、各自治体における事業内容にもばらつきが見られました。また、想定を上回るペースで、実施自治体数が大幅に増加してきました。これに対応して、毎年度予算の増額も行っています。
 - （注1）重層事業実施自治体数
43（令和3年度）⇒471（令和7年度）⇒585（令和8年度見込み）
 - （注2）重層事業（多機関協働事業等）の予算額
10億円（令和3年度）⇒56億円（令和7年度）⇒56億円（令和8年度当初予算案）
- しかしながら、財政的な安定性を確保するための見直しが必要となり、令和7年度に、自治体における平均的な人員配置の実態を考慮しつつ、1自治体あたりの交付基準額（申請上限額）の引き下げを実施しました。

さらに、令和8年度も100以上の市町村が新たに事業を開始する見込みです。これらの自治体の多くは、これまで移行準備事業を活用して数年にわたり準備を進めてきており、重層事業への移行を確実にすることが不可欠です。同時に、国の財政制約の下で、将来に向けて重層事業の持続可能性を向上することも必要であるため、令和8年度も、多機関協働事業等に要する費用に係る見直しを実施することとしたものです。

 - （注3）令和8年度の見直しの内容 ※詳細は、次ページ以降を参照ください。
 - （1）事業開始から5年を経過した市町村等への交付割合の見直し
 - （2）市町村における取組内容に応じた交付基準額の設定
- 2カ年続けての見直しにより、各自治体における業務計画や執行に大きな影響を与えてしまっていることは承知しております。厚生労働省としては、今回の見直しにより、実施自治体が増加する中でも、交付金の持続可能性を確保することができたと考えておりますので、引き続き、各自治体のご理解とご協力をいただきますよう、何卒よろしくお願いいたします。
- 厚生労働省としては、各自治体において、地域の実情に応じて包括的支援体制が構築され、その基盤の上に創意工夫の豊かな実践が展開されていくよう、引き続き、重層事業をはじめ、地方自治体への支援を継続してまいります。

地域共生社会の実現に向けた取組 (包括的な支援体制の整備、重層的支援体制整備事業)

地域共生社会の実現 (第4条第1項)

地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

地域福祉の推進

(第4条第2項)

地域生活課題の把握、連携 による解決に向けた取り組み

(第4条第3項)

包括的な支援体制の整備

(第106条の3)

【全ての市町村に対する努力義務】

市町村に地域の特性を踏まえた、包括的な支援体制(※)の整備に努めることを義務づけ

(※) 以下、3点の機能を有する体制

- ①地域住民同士が支え合う機能
- ②支援関係機関が連携して支援を行う機能
- ③地域住民と支援関係機関をつなぐ機能

重層的支援体制整備事業

(第106条の4)

【包括的な支援体制整備のための1つの手段として規定。市町村の任意で実施可能】

包括的な支援体制の整備の手法の一つとして、市町村において相談支援、参加支援、地域づくりを一体的に実施する事業

(任意事業：全国473箇所 (R7予定))

重層的支援体制整備事業（社会福祉法第106条の4）

1. 事業の目的等

- 包括的な支援体制を整備するための1つの手段として、令和2年社会福祉法改正により創設。
- ① 介護・障害・子ども・生活困窮などの既存の相談支援事業・地域づくり事業を一体的に実施することに加え、② 既存制度のみでは直ちに対応が難しい支援ニーズへの対応力を向上させるための多機関協働事業等を実施する。
- 主に体制整備初期段階で活用し、**既存制度・機関の支援者の対応力強化と既存制度・機関間の連携強化を図り、包括的な支援体制の整備を促進**することを目的とする。

2. 事業内容（以下を全て実施）

- ① 介護・障害・子ども・生活困窮分野の相談支援事業・地域づくり事業の内容を全て実施し、かつ一体的に運用する。
- ② 多機関協働事業等を実施。具体的には以下（1）～（3）を実施（注）。
 - （1）多機関協働事業：既存制度のみでは直ちに対応が難しいケースに関し、関係機関の役割分担・支援の方向性の策定等を行う。
 - （2）アウトリーチ等を通じた継続的支援事業：既存制度のみでは直ちに対応が難しいケースに対し、継続的な訪問支援等を行う。
 - （3）参加支援事業：既存制度のみでは直ちに対応が難しいケースに対し、本人のニーズを踏まえた社会資源とのマッチングや支援メニューの開拓等を行う。

（注）事業目的を踏まえると、多機関協働事業は、各市町村における中核的な役割を担う機関（生活困窮等）、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業や参加支援事業は、生活困窮分野の自立相談支援事業、就労・住まい支援の各事業、高齢分野の生活支援コーディネーターによるアウトリーチ支援等の既存制度の活用に移行していくことも考えられる。

3. 財政支援の仕組み（一括交付金）

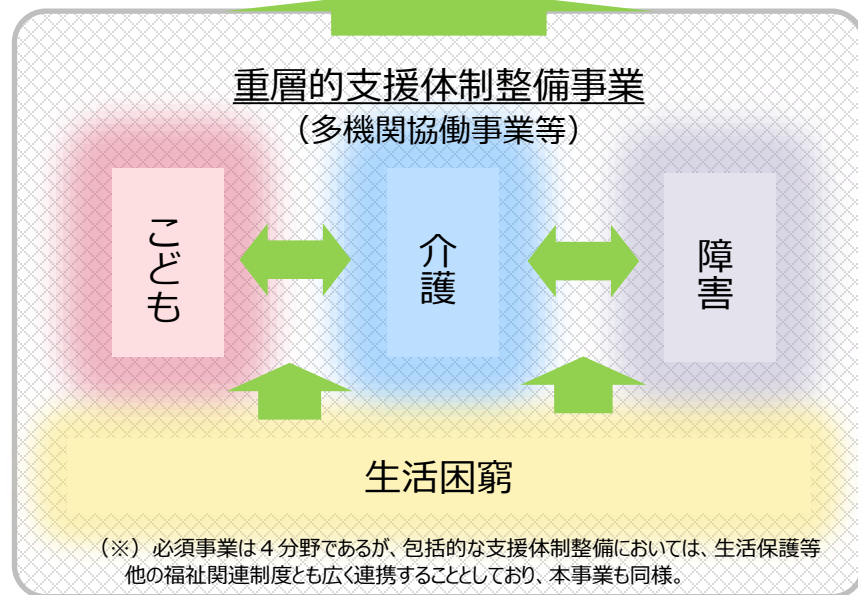
- 既存の相談支援・地域づくり事業に係る補助等と多機関協働事業等に係る補助を統合し、一括交付金として市町村に交付。

<交付基準額等>

- ①：相談支援事業・地域づくり事業 ⇒ 各制度に基づく基準額・交付割合等を維持
- ②：多機関協働事業等 ⇒ 市町村の人口規模に応じて基準額を設定。
交付割合は実施年数等に応じて設定（R8以降）。

「重層的支援体制整備事業のイメージ」

既存制度・機関の支援者の対応力強化、
既存制度・機関間の連携強化

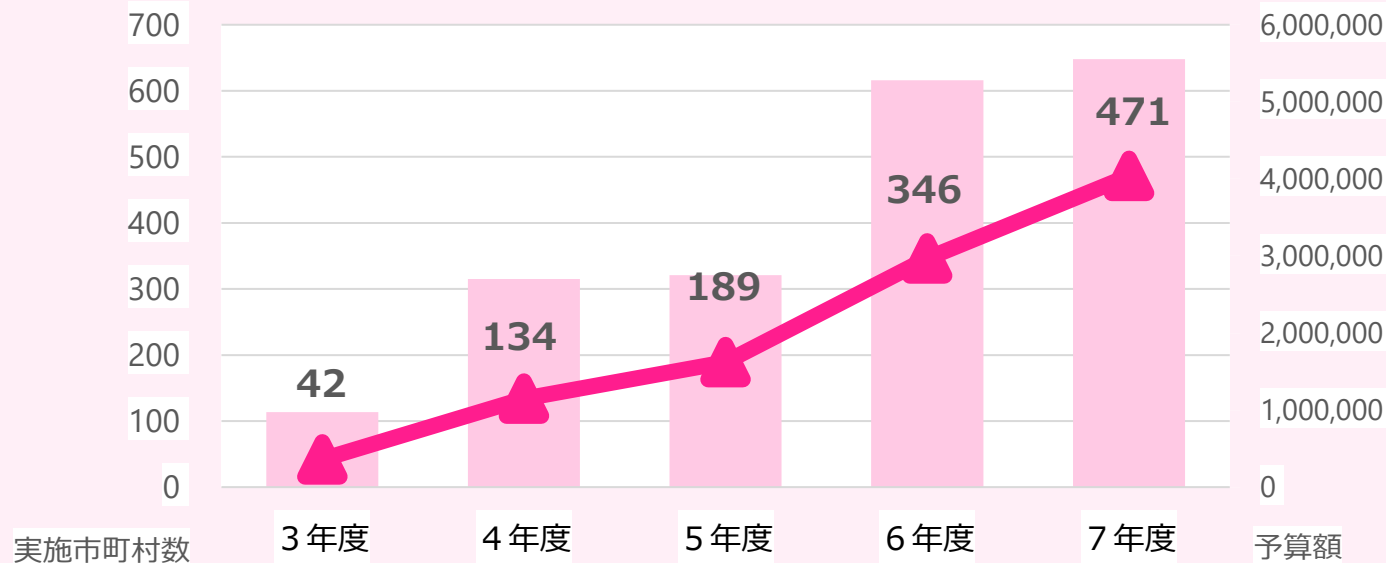


- （※）他方、多機関協働事業者のみでケースに直接的な支援を行うことが固定化している状況や、多機関協働事業者のみにケースが任せきりにされる／孤立している等の状況もみられ、事業趣旨・目的が十分に浸透していないこと等が課題。
⇒ 事業趣旨に沿った評価指標の導入等により、事業の質の向上を図る。

重層的支援体制整備事業 実施市町村数・予算額の推移／人口規模別実施市町村数

- 令和7年度重層的支援体制整備事業実施予定市町村は471市町村であり、制度が開始された令和3年度の実施市町村数（42市町村）と比較して、約10倍になった。これに伴い、重層的支援体制整備事業のうち、多機関協働事業等の予算額も約6倍（令和7年度予算額：5,554,102千円、令和3年度予算額973,260千円）となっている。
- また、471市町村の人口規模をみると、人口規模が大きくなるほど、実施率は高くなる傾向にあった。

重層的支援体制整備事業実施市町村数・予算額の推移



	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施市町村数	42	134	189	346	471
(事業開始市町村数)	42	91	55	156	127
予算額 (単位：千円)	973,260	2,699,933	2,748,774	5,280,619	5,554,102

人口規模別実施市町村数

市町村の人口規模	実施率
1万人未満	9.2%
1万人以上～3万人未満	17.9%
3万人以上～5万人未満	28.5%
5万人以上～10万人未満	44.3%
10万人以上～20万人未満	48.6%
20万人以上～30万人未満	64.6%
30万人以上～40万人未満	76.7%
40万人以上～50万人未満	94.7%
50万人以上	68.6%
全市町村 (1,741市町村)	27.1%

(※) 実施市町村数：厚生労働省社会・援護局地域福祉課地域共生社会推進室調べ / 人口規模：「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」(令和6年1月1日時点)

地域共生社会（包括的な支援体制の整備）関連予算 ①

- 社会福祉法第106条の3において、市町村は、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、**地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制（包括的な支援体制）の整備に努めること**とされている。
- 同法第6条第3項において、国及び都道府県は、市町村における包括的な支援体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならないとされていること、社会保障審議会福祉部会報告書等において、**全ての市町村において、「包括的な支援体制の整備」を推進していくという大きな方向性が示されたこと等を踏まえ、地域の実情を踏まえた方策・選択の下で、包括的な支援体制の整備を促進することができるよう、以下の事業を新設／事業内容の拡充を行う。**

（1）包括的な支援体制の整備に向けた支援（8.3億円（令和8年度予算案：4.8億円、令和7年度補正：3.5億円））

事業名	事業概要	実施主体	補助率
新 機能集約化アプローチによる包括的な支援体制整備モデル事業 （8年度当初：1.6億円）	○ 小規模市町村等における新たな包括的な支援体制の整備に係る仕組みを創設するにあたり、機能集約型の相談支援・地域づくりの具体的な方法を検証するため、市町村が都道府県等と連携し、実証を行う。	市町村	国：3/4 市町村：1/4
新 地域における互助機能強化のための地域との連携・協働モデル事業 （7年度補正：3.0億円）	○ 地域住民による地域活動の中で生活課題が福祉的に解決されている事例や、地域住民主体の組織等との連携体制の構築、住民の身近な環境で相談等を行うことができる体制整備の事例や調査研究の結果などを参考にしつつ、地域との連携・協働した包括的な支援体制の整備の在り方につき、市町村が実証を行う。	市町村	国：3/4 市町村：1/4
新 上記2事業によるモデル構築支援事業 （7年度補正：0.5億円、8年度当初：0.5億円）	○ 上記2事業を実施する市町村に対して伴走的支援等を行いモデル構築を支援するとともに、小規模市町村等における新たな仕組みの制度化に向けた検証や、地域と連携・協働した包括的な支援体制の整備の手法に係る検証等を行う。	国	（委託費）
拡充 包括的な支援体制の整備に向けた都道府県後方支援事業 （8年度当初：2.0億円）	○ 社会福祉法第6条第2項等に基づき、包括的な支援体制の整備に関連する施策に係る庁内・庁外連携を行うとともに、管内市町村の包括的な支援体制の整備にあたっての課題等に応じた支援を行う。 ⇒ 管内市町村に伴走的支援を行う等の場合、補助基準額を引き上げる。	都道府県	国：3/4 都道府県：1/4
拡充 都道府県・市町村に対する、包括的な支援体制の整備に係る人材育成研修・研究事業 （8年度当初：0.7億円）	○ 地域住民を含めた関係者とともに包括的な支援体制の整備方針等を検討し、これに向けて関係者がそれぞれの業務や活動等を行いやすくするための支援等を行うことができる人材等を育成する。 ○ 都道府県と共同で伴走的支援を行い、今後全都道府県が主体となって支援を実施できるよう、必要な方策を整理し、支援にあたってのノウハウを得る。	国	（委託費）

施策名：地域における互助機能強化のための地域との連携・協働モデル事業

① 施策の目的

- 〇 地域における包括的支援体制の整備を推進するため、互助機能強化のための地域住民等との連携・協働モデルを構築する。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

- 〇 包括的な支援体制の整備にあたり、地域住民による地域活動の中で生活課題が福祉的に解決されている事例や、地域住民主体の組織等との連携体制の構築、住民の身近な環境で相談等を行うことができる体制整備の事例や調査研究の結果などを参考にしつつ、地域との連携・協働の在り方を検証するための下記取組を行うモデル事業を実施する市町村に対し、これに要する費用の補助を行う。

① 地域生活課題 ／既存制度等の把握

- 〇 地域住民等が地域で生活する中で、現状起きている／中長期的な課題を把握。
- 〇 住民の地域での生活を支える制度・資源(労働者協同組合、RMO、自治会・町内会、公民館等)や、地域住民の興味・関心から始まる地域活動等を把握。

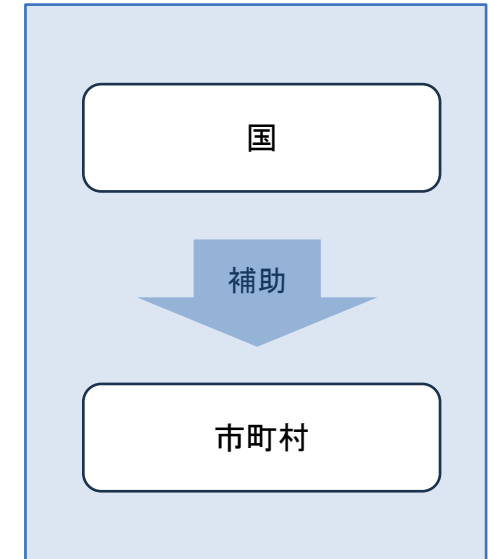
② 地域住民等との協議・実践

- 〇 住民と対話しながら、住民発意を最大限尊重する中で、具体的な実践内容やその実施体制等を協議し、検討する。
- 〇 協議の結果を踏まえ、実践する。

③ 検証・見直し

- 〇 実践状況を検証。
- 〇 住民主体の活動の継続性を担保するための方策や、そのための行政としての支援の在り方等を検証し、必要に応じて見直し。

- 〇 実施主体：市町村



⑤ 施策の対象・成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

- 〇 地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(地域生活課題)の解決が図られるほか、地域の互助機能が強化されることで、地域社会の持続的な発展にも寄与する。

新

機能集約化アプローチによる包括的な支援体制整備モデル事業

令和8年度予算案 1.6億円（-）

1. 事業の目的

- 包括的な支援体制の整備は、社会福祉法第106条の3により、すべての市町村に対し努力義務が課されているが、特に人口減少に伴い、担い手不足が深刻化し、地域で支え合う機能が低下する小規模市町村等における体制整備を進めていくことが課題。
 （※）重層的支援体制整備事業の実施率は、1万人以上3万人未満の市町村で17.9%、1万人未満の市町村で9.2%（令和7年度）
- このため、「地方創生の基本構想」（令和7年6月13日閣議決定）において、小規模市町村等で、「新たに、介護・障害・子ども・生活困窮分野の相談支援・地域づくり事業を一本化し、機能強化を図るとともに、福祉以外の他分野を含めた地域内での連携・協働を図るための制度改正を実施し」とされ、社会保障審議会福祉部会報告書（令和7年12月18日）においても、小規模市町村等で新たな仕組みを創設することがまとめられている。
- 小規模市町村等における新たな仕組みを創設するにあたり、機能集約型の相談支援・地域づくりの具体的な方法を検証するための実証を行う。
 （※）本事業を実施する上での体制構築支援や本事業の実施を踏まえた新たな仕組みの創設に向けた検証については、「機能集約化アプローチによる包括的な支援体制整備モデル構築支援事業」において実施。

2. 事業の概要

- 実施主体：小規模市町村等（重層的支援体制整備事業を実施する市町村は除く。） / 補助率：3/4（事業実施は最大2年まで）※ 其後は新たな仕組みへの移行を想定
- 以下の前提を踏まえつつ、都道府県等と連携し、①②を行う市町村に対し、補助を行う（①は実施、②は実施を推奨）。

前提	各市町村において、包括的な支援体制整備の方向性の検討や、地域独自の地域生活課題、相談支援や地域づくりに係る事業の人員配置・支援状況等の把握等を行った上で、同体制の整備手法として、機能集約型の体制の必要性を確認。
① 機能集約型の 相談支援の 実施方法の実証	<ul style="list-style-type: none"> ○ 相談支援は、現在、分野毎に相互に連携しつつも、既存制度毎の配置基準に従い、それぞれの業務を実施する仕組みとなっている。 ○ 小規模市町村等で、分野横断的な相談支援を実施するため、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存の相談支援体制を把握・整理の上、分野横断的な相談対応を行うための体制を構築（※）するとともに、 ・ 構築した体制の下で、地域住民からの相談対応を試行的に実行する。 <p>（※）高齢・障害・子ども・生活困窮4分野の相談支援に係る機能を集約し、一次相談対応を行う機能、専門相談対応を行う機能に整理する。一次相談対応にあつては、A I ・ I C T を活用することを前提。専門相談対応は、都道府県等による後方支援や緊密な連携により行うこと等を想定。</p>
② 機能集約型の 地域づくりの 実施方法の実証	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域づくりに係るコーディネート機能を有する者やその活動を支える仕組みは、現在、例えば、生活困窮者自立支援制度、生活支援体制整備事業における生活支援コーディネーター、集落支援員等、様々な行政分野で、分野ごとに配置・構築されている。 ○ 小規模市町村等で、分野横断的な地域づくりを実施するため、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存の地域づくり体制を把握・整理の上、分野横断的な地域づくりを行うための体制を構築（※）するとともに、 ・ 構築した体制の下で、地域活動コーディネーターを中心に、地域づくりを試行的に実施する。 <p>（※）高齢・障害・子ども・生活困窮4分野の地域づくりに係る機能を集約し、地域活動コーディネーター、地域活動運営を行う機能に整理する。地域活動コーディネーターは、生活支援コーディネーター等の福祉分野に加え、集落支援員等の地域振興分野の役割も兼ねること等を想定。</p>

地域共生社会（包括的な支援体制の整備） 関連予算 ②

- 重層的支援体制整備事業は、包括的な支援体制を整備する手段の1つとして、令和2年社会福祉法改正により創設。
- ⇒ ① 介護・障害・子ども・生活困窮などの既存の相談支援事業・地域づくり事業を一体的に実施することに加え、② 既存制度のみでは直ちに対応が難しい支援ニーズへの対応力を向上させるための多機関協働事業等を実施する。
- ⇒ 主に体制整備初期段階で活用し、既存制度・機関の支援者の対応力強化と既存制度・機関間の連携強化を図り、包括的な支援体制の整備を促進することを目的とする。
- ⇒ 令和8年度要求においては、重層的支援体制整備事業のうち、多機関協働事業等に要する費用について、交付割合等の見直しを実施。

（2） 重層的支援体制整備事業（令和8年度予算案：844億円）

事業名	経費概要	実施主体	補助率
包括的相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 以下の事業に必要な経費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域包括支援センターの運営（介護分野） ・ 基幹相談支援センター等機能強化事業等（障害分野） ・ 利用者支援事業（子ども・子育て分野） ・ 生活困窮者自立相談支援事業、福祉事務所未設置町村による相談事業（生活困窮分野） 	市町村	各法に基づく負担率・補助率
地域づくり事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 以下の事業に必要な経費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業（介護分野） ・ 地域活動支援センター機能強化事業（障害分野） ・ 地域子育て支援拠点事業（子ども・子育て分野） ・ 生活困窮者支援等のための地域づくり事業（生活困窮分野） 	市町村	各法等に基づく負担率・補助率
多機関協働事業等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 以下の事業に必要な経費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業 	市町村	国：1/2 ^(※) 都道府県：1/4 市町村：1/4

改

見直し事項

① 交付割合の見直し

- ・ 重層的支援体制整備事業の開始から5年が経過した市町村、財政力指数が1を超える市町村（同事業開始年1月1日時点の人口が10万人未満の市町村を除く。）及び特別区の交付割合は、国1/3、都道府県1/3、市町村1/3とする。
- （※）財政力指数が1を超える市町村（同事業開始年1月1日時点の人口が10万人未満の市町村を除く。）及び特別区が、同事業の開始から5年が経過した際の交付割合は、国4分の1、都道府県3分の1とする。

② 交付基準額の見直し

- ・ 多機関協働事業等に要する費用への交付基準額の構成を、従前より実施要綱等で実施をお願いしてきた事項を行う市町村を取組を評価する観点から、本体額と加算額の合計額に見直す。

令和8年度の重層的支援体制整備事業交付金の取扱い ①

「令和8年度以降の重層的支援体制整備事業交付金の取扱いについて（令和8年度予算概算要求の考え方）」
（令和7年11月21日厚生労働省社会・援護局
地域福祉課地域共生社会推進室事務連絡）より作成

（前提）重層的支援体制整備事業の趣旨・目的

- 重層的支援体制整備事業は、包括的な支援体制の整備を進めるための1つの手段であり、
 - ・ 高齢・障害・こども・生活困窮分野の各分野（メインシステム）を活用するのみでは、直ちに同体制に必要な機能を確保することが難しい市町村において、
 - ・ 主に体制整備の初期の段階でこれを活用し、同事業の交付金や社会福祉法の支援会議等の仕組みにより人員体制等を強化し、各分野の支援関係機関等や支援者の対応力の向上や、関係機関等の連携体制の構築等を図ることで、
 - ・ 各分野の支援関係機関等の間で対応できる範囲を拡大することを目指すもの（サブシステム）である。
- このため、同事業を実施する市町村は、上記について庁内外の関係者と共有した上で、各分野の支援関係機関等や支援者の対応力が向上しているか、関係機関等の連携体制の構築等が図られているか等の観点から、同事業の評価・検証をお願いしたい。
- 実施効果の評価や検証の観点の詳細は、「市町村における包括的な支援体制の整備プロセス・評価方法に係る調査研究」（令和7年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（社会福祉推進事業分））の結果等も踏まえ、追ってお示しする。

（1）多機関協働事業等に要する費用への交付割合の見直し

- 重層的支援体制整備事業の開始から5年が経過した市町村（令和8年度にあつては、令和3年度から事業を開始した42市町村）の多機関協働事業等に要する費用の交付割合は、国3分の1、都道府県3分の1とする。（※1・2）
- 重層的支援体制整備事業開始前年度の財政力指数が1を超える市町村（同事業開始年1月1日時点の人口が10万人未満の市町村を除く。）及び特別区の多機関協働事業等に要する費用の交付割合は、同事業の開始年度に関わらず、国3分の1、都道府県3分の1とする。
加えて、同事業の開始から5年が経過した際の交付割合は、国4分の1、都道府県3分の1とする。（※2）

（※1）令和9年度以降も、開始から5年が経過した市町村から見直しを実施（例：令和9年度の対象は、令和3年度・4年度に事業を開始した133市町村）

（※2）令和8年度に見直し対象となると想定される市町村は、追って都道府県を經由し、個別に通知する。

令和8年度の重層的支援体制整備事業交付金の取扱い ②

「令和8年度以降の重層的支援体制整備事業交付金の取扱いについて（令和8年度予算概算要求の考え方）」
（令和7年11月21日厚生労働省社会・援護局
地域福祉課地域共生社会推進室事務連絡）より作成

（2）多機関協働事業等に要する費用への交付基準額の見直し

（単位：千円）

- 多機関協働事業等に要する費用への交付基準額の構成を、従前より実施要綱等で実施をお願いしてきた事項を行う市町村の取組を評価する観点から、本体額と加算額の合計額に見直し、それぞれの額及び加算要件は以下のとおりと想定している。

【令和7年度以前に事業開始した市町村の交付基準額】

人口規模	見直し後			見直し前
	本体額	加算総額	合計額	
1万人未満	11,000	4,400	15,400	15,000
1万人以上～3万人未満	13,000	5,200	18,200	18,000
3万人以上～5万人未満	15,000	6,000	21,000	21,000
5万人以上～10万人未満	17,000	6,800	23,800	25,000
10万人以上～20万人未満	20,000	8,000	28,000	30,000
20万人以上～30万人未満	23,000	9,200	32,200	35,000
30万人以上～40万人未満	26,000	10,400	36,400	40,000
40万人以上～50万人未満	33,000	13,200	46,200	50,000
50万人以上	35,000	14,000	49,000	55,000

【令和8年度から事業を開始する市町村の交付基準額】

	本体額	加算総額	合計額	(参考) 移行準備事業 補助基準額
1万人未満	7,000	2,800	9,800	5,000
1万人以上～3万人未満	8,000	3,200	11,200	6,000
3万人以上～5万人未満	9,000	3,600	12,600	7,000
5万人以上～10万人未満	10,000	4,000	14,000	8,000
10万人以上～20万人未満	11,000	4,400	15,400	10,000
20万人以上～30万人未満	13,000	5,200	18,200	12,000
30万人以上 ～50万人未満	14,000	5,600	19,600	13,000
50万人以上	15,000	6,000	21,000	15,000

【加算要件（事業開始年度によらず共通）】

	加算要件	加算額
1	包括的な支援体制の整備という目的に照らし、どのような手段を活用することが適切か、地域住民を含む幅広い関係機関等とともに検討するプロセスを経て、重層的支援体制整備事業を実施している市町村	本体額 × 20%の額
2	社会福祉法第106条の5に定める重層的支援体制整備事業実施計画を策定している市町村	本体額 × 10%の額
3	同計画において、重層的支援体制整備事業の実施目標や事業評価・見直しに関する事項が定められている市町村	本体額 × 10%の額 11

重層的支援体制整備事業交付金の今後の取扱い（中長期的検討）

- 令和8年度の重層的支援体制整備事業交付金の見直しにおいて、同交付金の一定の持続可能性を確保。
- 将来的には、重層的支援体制整備事業の評価・検証の実施状況等を踏まえつつ、各分野の支援関係機関等や支援者等の対応力の強化の状況、連携体制の構築状況、多機関協働事業等における対応状況に係る実態把握を行った上で、必要な交付水準等を検討し、必要に応じて交付金の取扱いの見直しを行う。
- 2040年に向けて、すべての市町村での包括的な支援体制の整備を目指し、取組を進めていくため、包括的な支援体制の整備のための手段として重層的支援体制整備事業を実施する市町村にあつては、地域福祉計画の2期間（概ね10年程度）を目途に、各分野の支援関係機関等や支援者等の強化や連携体制の構築を目指し、事業の評価や検証を進めていただくようお願いする。
- 各分野の支援関係機関等や支援者等の強化や連携体制の構築に資する事業としては、例えば以下があげられる。以下の制度においては、令和8年度予算案及び令和7年度補正予算案において機能強化を盛り込んでおり、これらの活用も検討いただきたい。

生活困窮者自立支援制度

- 自立相談支援事業における住まい相談支援体制の強化
- 同事業によるアウトリーチ支援
- 地域居住支援事業
- 就労準備支援事業
- 認定就労訓練事業
- 各事業を通じた地域づくり

介護保険制度

- 生活支援体制整備事業における生活支援コーディネーターを中心とした相談支援連携体制構築事業

※ 生活困窮者自立支援制度に関する詳細な資料は、以下に掲載している。

生活困窮者自立支援制度（厚生労働省HP）：<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000059425.html>

※ 介護保険制度のうち地域支援事業に関する詳細な資料は、以下に掲載している。

総合事業（厚生労働省HP）：<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000192992.html>

生活困窮者自立支援制度における令和7年度補正予算及び令和8年度当初予算案について

令和8年度当初予算案 **827**億円の内数（令和7年度予算額 **762**億円の内数） + 令和7年度補正予算105億円

- 「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月13日閣議決定）において、こどもの学習・生活支援や居住支援を始め、生活困窮者自立支援制度の機能を強化するとされ、また、「地方創生2.0基本構想」（同）において、地域共生社会の構築に向け、包括的な相談支援体制の整備を生活困窮者自立支援制度を軸として進めるとされたことから、更なる制度の充実のため、令和7年度補正予算及び令和8年度当初予算案では、令和7年4月から順次施行されている、居住支援の強化や、支援関係機関の連携強化等を行うなどの取組を円滑に実施するほか、効果的な支援に向けて必要な対応を行う。
- その他、緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援等の、継続的な取組が必要な事項に引き続き対応するとともに、生活福祉資金貸付制度のオンライン化等の更なる制度改善に取り組む。

生活困窮者支援を取り巻く諸課題

- 単身高齢者世帯等の住宅確保が困難な者の増加
- 全国どこに住んでいても、必要な支援を受けることができる体制の整備
- 就職氷河期世代等の支援の強化
- 対応困難なケースへの支援に向けた制度間・関係機関間の連携
- 物価上昇にあわせた公的制度の基準額の点検・見直し
- 緊急小口資金等の特例貸付の借受人への継続的なフォローアップ支援
- 生活福祉資金貸付事務の効率化

等

令和7年度補正予算及び令和8年度当初予算案の主な考え方

① 住まい支援をはじめとする相談機能の強化

- ・ 自立相談支援機関への「住まい相談支援員」の配置による居住支援の推進
- ・ 町村部における1次相談機能の強化

② 就労準備支援事業・家計改善支援事業の推進・強化

- ・ 生活保護受給者への一体的な支援を実施できる仕組みの着実な推進
- ・ 両事業を未実施の自治体に対する事業実施の促進【R7補正】
- ・ 就職氷河期世代等の支援の強化【一部R7補正】

③ 子どもの学習・生活支援事業の実施

- ・ 長年据え置かれた基準額への物価高騰等を踏まえた対応の検討
- ・ 新規立ち上げ時に要する費用への国庫補助率の上乗せ【R7補正】

④ 生活困窮者自立支援の機能強化や質の向上

- ・ 特例貸付の借受人へのフォローアップ支援や、自治体と民間団体との連携の推進・活動ニーズの増大した民間団体等の活動を支援【R7補正】
- ・ 総合的就労支援モデル事業【R7補正】、ステップアップ研修等の継続実施

⑤ 生活福祉資金貸付の円滑な実施【R7補正】

- ・ 貸付事務のオンライン化に向けたシステムの設計・開発
- ・ 貸付原資の枯渇が見込まれる県社協に対する貸付原資を補填

※ その他、生活困窮者自立支援統計システムの改修、ホームレス実態調査などに取り組む。